

# 平成30年度 使える助成金

## 正社員化、健康診断、同一賃金、人事評価

助成額

中小企業の助成額

制度名	助成額
キャリアアップ助成金(正社員化コース)	57万円(有期雇用から正社員の場合)
キャリアアップ助成金(健康診断制度コース)	1社 38万円(述べ人数4人以上)
キャリアアップ助成金(諸手当制度共通化コース)	1社 38万円(+人数・手当数により加算あり)
人材確保等支援助成金(人事評価制度助成コース)	制度整備50万円+目標達成助成80万円

・(注1) いずれの助成金も就業規則の作成が必要となります

### I. 各助成金の内容

#### 1. キャリアアップ助成金(正社員化コース)

・非正規社員(有期雇用、無期雇用、派遣社員)を正社員や無期雇用社員にすることで、28.5万円から57万円の助成が受けられます。(1事業所当たり1年度間に20名まで)

#### 2. キャリアアップ助成金(健康診断制度コース)

・非正規社員(有期雇用、無期雇用、派遣社員)対し、法定外の健康診断制度を新たに規定し、延べ4人以上に実施した場合に38万円の助成が受けられます。(1事業所1回のみ)

#### 3. キャリアアップ助成金(諸手当制度共通化コース)

・非正規社員(有期雇用、無期雇用、派遣社員)対し、正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に38万円の助成が受けられます。(1事業所1回のみ)

・共通化した対象労働者(2人目以降)について、助成額を加算(対象となる労働者が最も多い手当1つについて、**対象労働者1人当たり1.5万円加算**)(上限20名まで)

・同時に共通化した諸手当(2つ目以降)について、助成額を加算(原則、同時に支給した諸手当についてのみ対象とし、**諸手当数1つにつき16万円加算**)(上限10手当まで)

#### 4. 人材確保等支援助成金(人事評価改善等助成コース)

・生産性向上のための能力評価を含む人事評価制度と2%以上の賃金のアップを含む賃金制度を整備し、実施した場合に50万円の制度整備助成が受けられます。

・人事評価制度等整備計画の認定申請から3年経過後に人事評価制度等の適切な運用を経て、

生産性の向上及び労働者の賃金の2%以上のアップや離職率の低下に関する目標の全てを達成した場合、80万円の目標達成助成が加算されます。

**注意:**

**キャリアアップ助成金(平成30年度変更点)**

1. 正社員化コース

- ①1年度1事業所当たりの支給申請上限人数が15人⇒20人に引き上がりました。
- ②転換前6カ月間と転換後6か月間の賃金を比較し、5%以上増額していることが必要になりました。(通勤手当、時間外・休日労働手当、歩合給等を除いた諸手当や賞与は含めて良い)
- ③有期契約労働者からの転換の場合、対象労働者が転換前に事業主で雇用されていた期間は3年以下に限ることになりました。

**II. 費用**

- 1. 導入のサポート費として、労務管理の顧問料金(税抜き月額1万円から)を頂きます。  
(すでに顧問契約を結んでいただいている事業主さまを除く)
- 2. 成功報酬として顧問先は助成額の15%、顧問先以外は20%です。
- 3. 就業規則作成・変更代金は別途発生します。

ご興味ございましたら、下記項目をご記入の上、FAXをお願いします。

法人・個人名	ご担当者様 (法人のみ)
住所 〒	
連絡先 TEL	FAX
携帯	メール

**FAX**

**089-908-5098**

問い合わせ先 風とつばさ社労士事務所  
社会保険労務士 上川 謙吾(カミカワ ケンゴ)

TEL:089-908-5097 FAX:089-908-5098

E-メール [dy233558@wg8.so-net.ne.jp](mailto:dy233558@wg8.so-net.ne.jp) HP: <http://www.wind-wing.org>

